

六月二十日(第五日目)

一開会及び散会時刻(自午前一時四十五分至午後五時)

二出席議員は次の通りである

議席代	名	議席代	名
一 番	仲 村 春 正	九 番	米 須 清 布
二 番	庄 喜 真 慶 施	十 番	仲 本 正 重
三 番	中 山 勝 豊	十一 番	中 里 幸 助
四 番	安 里 良 朝	十二 番	松 本 利 宣
五 番	崎 向 健 一	十三 番	山 本 朝 德
六 番	大 久 盛 雄	十四 番	大 久 盛 雄
七 番	知 久 花 正 大	十五 番	天 久 盛 雄
八 番	大 久 盛 雄	十六 番	天 久 盛 雄

三欠席議員は次の通りである

一 番 丸 城 清 善

二 一 番 丸 城 清 善

三 一 番 丸 城 清 善

四 一 番 丸 城 清 善

五 一 番 丸 城 清 善

六 一 番 丸 城 清 善

七 一 番 丸 城 清 善

八 一 番 丸 城 清 善

九 一 番 丸 城 清 善

十 一 番 丸 城 清 善

十一 一 番 丸 城 清 善

十二 一 番 丸 城 清 善

十三 一 番 丸 城 清 善

十四 一 番 丸 城 清 善

十五 一 番 丸 城 清 善

十六 一 番 丸 城 清 善

十七 一 番 丸 城 清 善

十八 一 番 丸 城 清 善

十九 一 番 丸 城 清 善

二十 一 番 丸 城 清 善

二十一 一 番 丸 城 清 善

二十二 一 番 丸 城 清 善

二十三 一 番 丸 城 清 善

二十四 一 番 丸 城 清 善

二十五 一 番 丸 城 清 善

二十六 一 番 丸 城 清 善

二十七 一 番 丸 城 清 善

二十八 一 番 丸 城 清 善

二十九 一 番 丸 城 清 善

三十 一 番 丸 城 清 善

日程第四 陳情第七号 村青年会への補助交付方につゝ
日程第五 陳情第八号 村体育協会への補助金交付方につゝ

一 会議の顛末

議長 出席の名であります 議会成立致します ウド 口々
リ開会致一ます (午前十時四十分)

議長 日程第一議案第三十二号 土地購入につてを議題と致一ます

本件は既政委員会に付託の上審査をお願いして下さいましたが、

別紙の通り財政委員会より報全ロガ参考あります。

" 報紙にて朗読せられます

" 財政委員会の報をもと求めます

審査 平素より六月十二日の本会議にありて 当委員会に
付託され、平素に対し参考人の出席を求ふが恒常する

審査の結果、別紙報全ロガ通りであります。

尚詳レヒニトにフシテは皆様う質疑に応じておどりな
ます。

議長 一大審議員の出席を報告一ます

" 質疑を求めるます

一〇番 現在三名の本地主が賣り渡すこと留保といふところが
財産置場所はどう又が、又その理由は価格、關係か

留保といふが三名で、革敷が田革、敷地内に入つて
おりヨリす但し校舎建築用の場所ではありません。

委員会の話しによると、九分通りは話し合ひがつてまとめて
おりました。

八番	次に三名の代名を伺ひ 歎委長
八番	図面を参照願ひます。④三三北吉若武田が ④三七、④三六 松田に言ふ。④三五玉音、朝良以上三名であります。
八番	価格は枚満に分けてあります。A級 B級 C級 D級と 此を武田のものが A級で残りは C級であります。
一六番	三名の地主の価格であります。B級がつづりと古ゆくますが、 額に一とどきあります。
歎委長	酒格は査定に付とは校区の P.T.A 地主等が慎重に 検討を決めてあるが、我々としても酒格も調査する必要 があるがどうかに付けておこなつたが、深くへりて問題が起 ることは困るところです。(酒査定はしておきません)
議長	曹体想致します。(午前十一時)
八番	再開致します。(午前十一時 三十三分)
歎委長	この問題は教育委員会がタッテ一でござるが A、B、C、D 級 の価格で予定通り購入することが出来ずかどもが、 三名以外は仮契約も文書上で从ふてやまらず、又三名につ いても解決出来ずとしておりました。
議長	質疑打切り、古びります。
八番	異議を申し上げ、が二回あるが、 御異議がないうちに質疑を打切ることに至ります。
八番	討論を求めます。
八番	本年度については、我々議会へとも多年の懸念であります。 又敷地購入時期的にも遅れていますのであります。価格が早々 勝手に内に購入するが、これと田舎へ残つて三名の地主の

議長に変つた御意見口タリまぐれが、お手れば討論を大切
に思ふ。他に思ふと、議長は議論を打切る事多
い。議長は議論を打切る事多くある。一方だと困ります。
本題は議論が当たると早く終わらうとして、議論が止
りやすくなる。
 田中議長は、議論を打切る事多くある。
 御異議があつて、討論を打切ることに、御異議あつて、
では議論を打切る事多くある。
 例題(今年の運営) 原木運営の決まりごとに、御異議あつて、
議論を打切る事多くある。
 田中議長は、議論を打切る事多くある。
 御異議があつて、議論を打切る事多くある。
 例題(今年の運営) 原木運営の決まりごとに、御異議あつて、
議論を打切る事多くある。
 日程第一陳情等五件、原木運営会へ補助金交付方陳情
について議題と取扱います。
 平野木は、財政委員会に手記にて審査を頼んでおり
ました。が、別紙通り財政委員会より報告が参りま
す。
 書記にて御説明せしめます。
 財政委員長は、報告を求める事
 本年度には、六月一日の本議会において、本年会
に付され、一年間にわたって、原木運営者より出資した
おうち、機産から原木運営費として、本年会費を出資さ
れております。

			議長質疑を願ります
八番	附帶意見の方で補助事業費であることに神明額大十五万が過当であろうと述べてあるが、その対象の項目は五日之内婦人活動費、九日青少年研修費を対象としたく見て		
八番	婦人会活動費は、どう云ふ事業費であるか、		
八番	遠族会と云ふ性質から、ど末セノヨリモナリ各部に婦人の会長をしておりて、同的進行に當つゝ」と		
八番	別に事業費と云ふものではなく、戦争による犠牲者で、どうに付けて事業費と見て		
八番	各部落に会長があり、そらく人を中心として連絡、事務を確立を計つて平当にて年一冊上げたりと、又会長ばかり、会活動をめとせり上ゲニ意味にあん		
一五番	遠族会戦一大年ニヨリ、毎年年金・恩給を賃り、又子供達も成長して居るが、村とては如何にして接吻を下さるか、		
一六番	未だ年金・恩給の実績が残つてゐるが、青アキナ研修費につづく		
一六番	このについては、毎年一回名鑑選出を集つて、中央におそく職業精神道場や研修をやつゝるが、色々仕事の関係でおちにかかるといふ大もろいが、		
一七番	歳入歳出を貯蓄と、三回から一〇回分の事業費とあつてあります、		

一。番	大田は連常費であると因つております。八日も二十仙の会費を徴収されておりますので獨自の立場でやうやく出来あります。
二。番	靖國神社が拜はれで獨自でやうやく出来あります。
三。番	他市町村の場合は直にとせりませんが春、秋口政府がやるが政府から神明で奉りうる一人で行は向まつた(礼祭に送)。夏口連族会がやるが三ヶ月を用ひと未施行の金が入りますのでこれでやるに行けると思つてあります。
四。番	政府から神助額などあります。
五。番	貯入年支給であります。
六。番	社会事業の一端として連族の更ふを計りあります。こゝ团体が村にどうあるか五頭献をされたり。又どうかが該當にあらへる方が团体が組織されてゐるが、二ヶ田体がどうかと云ふと正直献をしていては、このであります。又例と上げますと、前口扶養料が二百〇〇余円支給されてソラノミナリ連族団体が政府シリヤセツソラノミナリ元に上り上げてあります。
七。番	剪頭料(年口二十袋十袋)
八。番	再用料(年口十二袋十五袋)

議事録
この前は前に申上げて通りオホーツク町村が代表を送り場合ヨリ出立
三の場合自己で送るべきであると
一七番 各民生団体の場合教養を身につけると云ふのが目的であり
こう团体はヨリハクベシを参考させるとさばうが目的であり
ヨリハクベシを参考させるとさばうが目的であり
議長 池澤市貢金の金額は予算面から適當であると考へ
特定にあれときふことであリヨリヘウで御了承願ります
議長 謹啟します（午後二時三十分）
「 再開致します（午後二時三十分）
「 個別打切り申がたりヨナガ
異議なしと叶ふ
御用議がひきく質疑を打ち取らニシテ致します
討論を求めます。
一七番 幸陳情を採扱することに賛成なり——理由として
我々とも戦争による犠牲を受けた末せんに對して
同情を持つものでタリ。あらゆる面から、一更云うと道を
汁るほどであり、又遷族会とも事業を推進して
色々と便益があり一因も夫へてござる様でタリ
靖口神社拜をするといふことはどう遷族にとっては
心の慰めでもありと申します
遷族令獨身の立場で不可能であれば、社会事業
の一環としてどう事業を目的達成に努力するか
すべくしてあると感づます。尚ほ又本當ニ可に有り
第一も大いに協力あらかとお酒玉酌——タリ

議長	外に意見がぶつかりは討論を打ちたつと思ひますが、 異議本と申すがもうち
議長	御異議があり下討論を打ちますことにしておきます
議長	下は陳情第5号と表決に行きます
議長	季貞会を通じ採択することに御異議ありませうか
議長	異議なしと申すが
議長	御異議があり下全会一致で陳情第5号 村選挙会 へ、補助金交付方陳情につき採択することに決定 致しました。
議長	日程第3陳情第5号大字村婦人会へ、補助金交付方陳情 につき大議題と致しました。
議長	本委員会に付託し上審査をか願ひしてあります ところが別紙の通り財政委員会より報4号事が參つてお ります。
議長	書記をして朗読せしめます。
議長	財政委員長より報告を承ります 本委員会にては六月十二日の本会議におそく、当季貞会 に付託され、本委員会に對し六月十六日参考人、出席者と おり十種類ある審査結果別紙報告書通りで あります。尚詳レシードつゝく旨旨様御質問にあ る所
議長	本委員会は頗る多い
議長	八番 婦人会と云ふ団体を育成するには、おどろくも補助を してやれば出来ること

会員の意見に即して通り組織の強化が先決問題であると、又歳入を更に場合各自どの位の負担をとるかと
 二七五。人^一人^一五仙^一負担額と云ふか^一が、^一例^一婦人會^一
 例^一會^一場^一合^一は一^一仙^一であると云ふてある^一が、一^一仙^一五仙
 の負担で云々か^一ふ^一婦人會^一が^一初^一が目的達成出来^一
 クどう^一又会費^一七^一人^一が中央に負担金と^一支出^一
 二四マガ^一三^一残^一金^一で^一持^一て^一會^一云月^一成^一が^一可能^一どう^一
 例^一會^一費^一一^一五仙^一と^一あ^一り^一ま^一す^一が、^一実際^一は^一婦人會^一會費^一
 の把握^一が^一れ^一ふ^一と^一、又^一五仙^一會費^一につ^一も^一二^一〇仙^一に^一値上げ^一
 して^一こ^一と^一下^一せ^一り^一ま^一す^一が、^一役員会^一に^一行^一う^一て^一行^一、^一黒^一論^一が^一
 あ^一こ^一出^一玉^一お^一よ^一う^一で^一お^一り^一ます^一。
 七〇%中央^一支^一出^一一^一三^一が、残^一三^一〇%で^一會^一運^一営^一め^一る^一が^一
 可能^一が^一どう^一と、又^一中^一央^一で^一下^一て^一會^一事^一業^一て^一す^一に^一
 少^一ふ^一過^一ぎ^一と^一開^一く^一こ^一と^一こ^一。
 会員^一の^一微^一收^一が^一難^一し^一と^一う^一こ^一で^一お^一り^一う^一が^一、^一少^一し^一会員^一
 九^一つ^一そ^一は^一兩^一計^一論^一を^一あ^一す^一と^一う^一こ^一で^一お^一り^一ます^一。
 同題^一の^一會費^一の^一微^一收^一で^一下^一せ^一り^一ま^一す^一が、^一會員^一の^一把握^一が^一つか^一め
 五^一四^一七^一六^一七^一六^一二^一と^一下^一せ^一り^一ま^一す^一。
 議長^一の^一休憩^一致^一ま^一す^一(午^一十^一時^一五^一十分)
 再開^一始^一め^一(午^一十^一時^一十^一分)
 一七番^一会員^一が^一二^一七^一大^一人^一で^一タ^一り^一ま^一す^一が、^一該^一当^一す^一人^一は^一少^一く^一う^一佐^一
 に^一な^一ら^一、又^一神助類^一二^一三^一〇^一升^一の^一相^一援^一に^一つ^一。
 例^一會^一費^一二^一七^一大^一人^一の^一會費^一を^一收^一め^一た^一る^一が、^一實^一際^一に^一六^一〇^一人^一三^一〇^一
 ほ^一よ^一う^一と^一理由^一に^一基^一づ^一檢^一討^一して^一結果^一、^一現^一實^一費^一一^一部^一を^一

八番	婦人会を育成するにはどうすべきであるか を充分検討されて補助すべきと仰うが 予め合議してはどうござりますが、又指導助言 も当てどくござりであります。
九番	婦人会を育成するにはどうすべきであるか 根柢的本質陽
十番	又三月の役員改選が大目に一ヶ月あつてから貢方は補助 陳情を提出すれば補助がもうあると考へては駄目だと 補助をもうふに年一度内に総会を開催し新役員を 選出せ事業年計画よりしてあると
十一番	しかし今度の新会長がその意図が全く身にないを認 め、二ケ月が過ぎたのであると
一二番	毎年補助金を二三十万円、そつ実績が当然行政面に 表れながら前回と思ひます。又当局とも補助を當 て同時に相手に助言、組織の活性化を汁りおこと思ふて どう実績がどうあるに上つて来つたが、
助役	こゆとさか実績はあひやあそぶ。中央とう連絡がうまくで、単に を取るばかりで、又牛糞にありては実績を上げたとの記載され て、このとおりです。これは教訓的に日本では難しい
一七番	三月で総合開催すべしと六月に一度やつてふるわ 予算編成の運営などと云々と下りりました。レポート として大加筆す。助言もあすべきだと思ひます。けれど う云ふ助言を示してある

議長	指導助言の事であります。今一個は經濟的面、時の面に於いて役員にありてが、うありますのであります。
議長	何主的団体でありますと、自主的にやるべきだと、しかし理事会長はそれを尊重する様であります。
二番	会員が把握する事であります。議長が、どうして残りの会員が加入しないか、どうして行政面で可能ではあるが、どうなりますか。
議長	組織的にも、婦人会員に加入してもらうと云ふ方法に仕向けています。そこで新規会員は、お預りしてあります。
議長	質疑打切りの吉田がおりません。
議長	要議あして、叶々あります。
議長	御用議がおさりて、質疑を可及3回に限ります。
議長	討論を願ります。
八番	季節会を下賛成致します。
議長	民主団体の育成を計ると云ふことは、今起つておらず、育成すべきであると云ふことは問題であります。
議長	一步前進して、云ふと、云ふと問題であります。
議長	明るいことは、残念に思ふ。
議長	今後は、一回の指導助言を計して、その結果を充分見
議長	みて、年々云々何上、発展を計らう。
議長	西野田、上にて、現状を
議長	外に出でさせて、お手引け討論を打切りをいたしました。
議長	田中清志と申ぶ
議長	で日本海を打切りました。

議長 陳情第大早一を表決に付し
 委員会を通り採扱すと御審議ありませんが
 全員 田舎議かと呼ぶ
 議長 御審議がありて陳情第大早村婦人会の補助金交付
 付方 陳情に付して委員会を通り採扱すと
 決定致一
 休憩一時三十分
 再開致一時半(午後二時五十分)
 一九番議員より出席を報告一時半
 日程第の陳情第大早村婦人会より補助金交付方
 陳情付と議題を列一時半
 年末は財政委員会に付託、上査査を頼りており
 ましたが別紙通り財政委員会より報告書りが参り
 おりま
 書記室にて讀せしめます
 財政委員会の報告を以て水をさす
 本年六月二十四日、年会議トあるて当年年会
 に付託され、年会に付し六月十六日参考人、出席を
 され博多市立審査の結果、別紙報告書を提出
 されアリ申す。尚洋二にて付け合様、直前に
 かたまへて在じます
 諸長 直前に付け合様
 一番 売入、事業収入と歳出、二款一日とつおびり、りょう様
 ニタリテシテ

事務長指摘通りであります活動開催費用は事業収入
 で支度して、
 言義長休憩致ります(午後三時六分)
 再開致ります(午後四時)
 只今の時刻が一時半前く時間延長としていたと思ひます
 ④実議会と申します
 行事実議がなりの下時向延長をすまことに申します
 一三番議員早退す
 休憩約一時半(午後四時一分)
 一四番議員早退す(午後四時一刻)
 一七番全団体青年会にどうか方法で派遣しあるが
 別々団体と申して特定の員団を上げて補助しておると
 これは正しく自主的活動を益上げる上にあつて
 自主貢献でやるべきであると
 大派遣の方法については、本年会でほって①名を
 派遣せしよりと申してあります
 議長
 天体観測の方法と思ひますが、質疑を打切ります
 グリード
 実議院と申します
 計論師と申します
 御実議院が申の天体観測を打切ることに御ます
 一七番本陳情によれば、不にかづけられてもう一時半
 その会はありと相應する理由に申します
 通り社会の先端を行く本年会であります、保護育成

議	議事外御意見はタリヨセバアテヤドリ論を打切るに因る
議	田美議事と申す では討論を打切ることにて
議	陳情第七十村情年会へ神助金交付方陳情にて を表記付します
議	委員会本通り採決するに御田美議タリモセく 金ノ件
議	御里議がタリケンで全会一致で陳情第七十村情 年会へ神助金交付方陳情にて年会本通り 採決するに付します
議	休憩約一時半(午後四時三十分)
議	再開約一時半(午後四時三十八分)
議	日程第十五陳情オヘナ村情年会へ神助金交付 方陳情につきを議題と致ります。
議	本年木にフリコは財政委員会に付託、上審査をお願 ひしてセリヨシラガ、リ紙、返り財政委員会より報 告書をうながさります。
議	書記オヘナ朗読せらます
議	財政委員会は六月十二日の年会議に於いて當年年会 に付託され、本年木に付託し、六月十五日の参考人を出席す

		ボウカ帳庫ふる審査の結果別紙奉告書の 通りカリヨナリ。向詳ニヒトソシテ貯蓄の貯 金にて支拂ひと因リヨナリ。
議長	七番	歳出でありヨナガニ頂一日の負担金(一六〇円)にフシ 貯金を求メヨナリ。
	七番	歳出でありヨナガニ頂一日の負担金(一六〇円)にフシ 説明を預リヨナリ。
監査委員		武大臣審査にて主賛者を申上ケて参考に供ドヨナリ。 こう組織が全村民のものなり。役員もカリヨナリ。グ 会議費とさへナリ。事業の施行面は後負ひあリと 全員は各の板で体當り。事務費をあリミシラゲ。負担 過重をあリとケニミ下。一派年一ダム。日本村一円と云々。 体當多不手催する様にあり。各一派当りニ山を微収 強リロ。村・神助を近シテレヒと。又年度も終 が3分後更改云が未だナリ。かくおこす。とす。年 度ももと参考に審査してアリヨナリ。
七番	七番	負担金の用途にフシ
七番	七番	地代へ負担金でカリヨナリ。地代は三月負担金にて 事業費を出し。又中央にも負担金が出ると。全 村民が会員であるホシ。全村民の体當向土を計 意味はあリ。村がどく事業費を行なへばにはホシ。が どく行なフシナリ。
助役	七番	スボーツ事業にラジオは体當が古音を曰ケリヨナリ。村 を代主として出湯することにあリヨナリ。ラジオは ドラムソーラ。村が直接もとと云あることにフシ。

助 紋	今何検討されれば出来ありと思つております 又村選出でありますので、村として出来ましたり、神 助として体自身向上を汁るべきだと思つております。
助 紋	從来はレクレーション的に各校各自にやつておりましたが 満員が二重あることにて、村一團とすることにあ つてからカリます。又負担金については若干かに 会長をしてから之場から会長はやり換りあります 出来では村全般にやさしくことで、会長と村長にて 全面的に村が出て、スポーツ、向上を汁つて行く方 法がうれしく思つてカリます。
一七番	スポーツ事業は全部青年会がやさしくと村民の多 くの団体よりおうでタリタマナゲ、と申を認識させ て、常に方法はタリが、
助 紋	さうして迎誠にあります。日本ではスポーツ爱好者の体育協 会と迎誠一樣で、目的は国民健康を汁ること ことでどう果たすか、体育協会が迎誠をやります。 那覇市の場合もやはり健康、体自身向上を主と おもむき味におきて、市は体育部会不を持つてゐる。
滿 長	休憩部(午10時五十五分)の間の休憩時間 雨用引玉(午10時三十七分)をさじ口本の 貞能打のり、カグロイチナガ
滿 長	田中清和と子ぶらの女
御用事	御用事がぶりうて、貞能打切みこしに

議長

討論を求める所

一七番

本陣情報はアリカロ当然村が負担して村の健

康体を何上と汁をべきでタリー

又行軍に当つて身体協にあらすとちかでなく村の局の道タッテ、右だ、体を何上と汁を

カシムヒニヒトを本陣にて委員会事務に替わる

議長

外は必ずしも意図がありませぐが御議事

議事はおのづか御議事がおのづか御議事

御議事がおのづか御議事がおのづか御議事

御議事がおのづか御議事がおのづか御議事